

【離婚届 記載例】

離婚届

令和7年4月1日届出

千葉県袖ケ浦市長 殿

(1) 氏名	夫 袖ケ浦 一郎	妻 袖ケ浦 花子
生年月日	平成6年2月5日	平成6年3月26日
住所	千葉県袖ケ浦市奈良輪 2番地1	千葉県袖ケ浦市奈良輪 2番地1
世帯主の氏名	袖ケ浦 一郎	袖ケ浦 一郎
(2) 本籍	千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1	千葉県君津市久保 2丁目13番
父母及び養父母の氏名	夫の父 袖ケ浦 太郎 続き柄 長男 母 春子 続き柄 長女	妻の父 木更津 次郎 続き柄 二女 母 夏子 続き柄 長女
(3) 離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	千葉県木更津市朝日3丁目10	千葉県君津市久保 2丁目13番
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 袖ケ浦 雅介 妻が親権を行う子 袖ケ浦 百合子	
(6) 同居の期間	令和元年4月から 令和7年4月まで	
(7) 別居する前の住所	千葉県袖ケ浦市奈良輪 2番地1号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人署名	夫 袖ケ浦 一郎	妻 袖ケ浦 花子

届出日は、**必ず**記入してください。
※提出日当日を記入する。

提出日時点の住所を記入してください。
※住所の異動や世帯の変更などは、離婚届とは別に手続きが必要です。

氏名は本人が記入してください。
押印は任意ですが、シャチハタ等のゴム印は使用できません。

届出人
①協議離婚の場合……夫と妻
②裁判や調定離婚の場合……申立人のみ
※添付書類が必要です。ご注意ください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証人	富津 冬子	君津 秋夫
生年月日	昭和30年12月15日	昭和45年10月8日
住所	千葉県富津市下飯野 2443番地	千葉県君津市久保 2丁目13番
本籍	千葉県富津市下飯野 2443番	千葉県君津市久保 2丁目13番

証人は**協議離婚の場合**に必要です。
婚姻する当事者以外で、成人(18歳以上)の方に記入してもらいます。
必ず2名必要です。

婚姻の際に氏が変わった方(夫、妻のどちらか)は、離婚後の戸籍について次の中から選べます。
①婚姻前の氏に戻り、婚姻前のもとの戸籍にもどる。
②婚姻前の氏に戻り、自分で新しい戸籍をつくる。(自分が筆頭者になる)
③婚姻中の氏を引き続き使い、自分で新しい戸籍をつくる。(自分が筆頭者になる)
※この場合はこの欄に何も書かないでください。離婚届とは別の届出が必要です。(戸籍法第77条の2の届)

す。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものを選択してください。
☒面会交流について取決めをしている。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、どちらかを親権者に決めて、**その子の氏名を記入**してください。

※面会交流や養育費の取決めについて、届書右側の欄にも記入してください。

◎ **市役所の閉庁日(土日祝日等)に提出した場合、翌開庁日に届出内容の確認をします。**
場合によっては再度窓口にお越しいただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎ 窓口にお越しの際は、本人確認をさせていただきます。
マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。

◎ 修正液は使用できません。
書き間違えた場合は署名欄に押印し、同じ印鑑で訂正印を押して下さい。

◎ **消せるボールペンは使用しないでください。**

◎ 記載例は一例です。書き方や内容についてのお問い合わせは【袖ケ浦市役所市民課 0438-62-2970】まで
※平日8:30~17:15

法務省 離婚

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374【公】

◎ 署名は必ず本人が自署してください